

自然保護関係の税制優遇措置

事項	内容	根拠法
1. 所得税、法人税、相続税		
(1) 譲渡所得の特別控除		
国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区	区域内の土地が国、地方公共団体等に買い取られる場合には、長期譲渡所得特別控除額は200万円又は当該譲渡所得のいずれか低い方とし、短期譲渡価格については、200万円を控除する。 * 一般は 100万円	租特法
種の保存法の管理地区、国指定鳥獣保護区特別保護地区のうち天然記念物等の保護鳥類の生息地	上と同じ場合において 1,500万円を控除	租特法
都道府県立自然公園特別地域または都道府県自然環境保全地域特別地区内で高度の規制が行われている地域として環境大臣が認定したもの	上と同じ場合において 1,500万円を控除	租特法
(2) 自然環境保全法人等に係る寄付金税制		
自然環境保全法人に対する寄附金の損金算入等	個人については年間所得の1/4-1万円、法人についてはは資本金等に応じて一定の額を限度に所得控除(損金算入)することができる	所得税法 法人税法
自然環境保全法人に対して贈与された相続財産に係る相続税の特例	非課税	租特法
野生動植物の保護繁殖等を目的とする法人(当該業務に關し国、地方公共団体から委託を受けているもの)への寄付金の損金算入等	個人については年間所得の1/4-1万円、法人についてはは資本金等に応じて一定の額を限度に所得控除(損金算入)することができる	所得税法 法人税法
野生動植物の保護繁殖等を目的とする法人(当該業務に關し国、地方公共団体から委託を受けているもの)に対して贈与された相続財産に係る相続税の特例	非課税	租特法
自然環境の保全等を目的とする認定特定公益信託への寄付金の損金算入等	自然環境の保全等を目的とする認定特定公益信託に寄付をした場合、個人については年間所得の1/4-1万円、法人についてはは資本金等に応じて一定の額を限度に所得控除(損金算入)することができる。	所得税法 法人税法
自然環境の保全等を目的とする認定特定公益信託に対して贈与された相続財産に係る相続税の特例	非課税	租特法
野生動植物の保護繁殖等を目的とする認定特定公益信託(当該業務に關し国、地方公共団体から委託を受けている法人)に対する助成金の支給を行うもの)への寄付金の損金算入等	野生動植物の保護繁殖等を目的とする認定特定公益信託に寄付をした場合、⑤と同様の特例措置が講じられる。	所得税法 法人税法

中山間地域等直接支払い制度の概要

目的・趣旨	傾斜地等条件不利農地において、平地との生産格差を農家への直接支払いにより是正。これにより農業生産活動を維持し、農業の多面的機能の発揮を図る。															
対象地域	自然的・経済的・社会的条件の不利な地域 →山村振興法、過疎法、離島振興法等地域振興8法の指定地域及び知事が特別に指定する地域															
対象農用地	農業生産条件の悪い農地 →急傾斜農用地、小区画・不整形な田、草地比率の高い地域の草地などで、1ヘクタール以上の団地															
対象営農活動	耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続される農業生産活動 * 集落協定で取り組むべき活動の選択肢の一つとして、自然生態系の保全に資する取組(ビオトープの確保、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産などが掲げられている。)															
支払い対象者	個別農家、第三セクター、生産組織等															
交付金の基準(年額)	10a当たり単価(円) <table border="1"> <tr> <th></th> <th>急傾斜</th> <th>緩傾斜</th> </tr> <tr> <td>田</td> <td>21,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>11,500</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>10,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>採草放牧地</td> <td>1,000</td> <td>300</td> </tr> </table>		急傾斜	緩傾斜	田	21,000	8,000	畑	11,500	3,500	草地	10,500	3,000	採草放牧地	1,000	300
	急傾斜	緩傾斜														
田	21,000	8,000														
畑	11,500	3,500														
草地	10,500	3,000														
採草放牧地	1,000	300														
制度の沿革	平成12年度から16年度の5カ年で旧対策実施 平成17年度から多面的機能の維持増進を一層はかるため、生産性の向上や集落営農化のための活動等を促す仕組みに改善(新対策)して継続中															
平成17年度実績	交付金交付面積(全国) - 65万4千ヘクタール 交付金総額(全国) - 502億46百万円 1集落協定当たりの平均交付金額 182万円 " " の平均参加者数 22人・組織															

農地・水・環境保全向上対策の概要

目的・趣旨	平地を含めた地域を対象とし、地域の共同活動への支援を通じて、農地・農業用水等の資源や農村環境の保全向上を図る。																
上乗せ支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">農地・水・環境保全向上対策全体の仕組み</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農家が本来有する自然資源機能の維持・増進による地域の環境保全に向けた先導的な営農活動を支援</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農地・水・農村環境の保全と質的向上のための効果の高い共同活動を支援</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">協定へ位置づけ</p> </div>																
活動組織の設立	共同活動支援のしくみ 集落等を単位として農業者及び地域住民等多様な主体が参加する活動組織を設立																
活動計画の策定	共同活動の計画を作成 * 活動計画策定の指針では誘導的活動として、生態系保全、景観形成・生活環境保全等の農村環境向上活動が掲げられている。																
協定の締結	計画内容や資金計画等を確認する協定を市町村と締結																
助成金の支払い	* 以下の基準を満たす場合に活動組織に対し助成金を支払い ア、活動組織の体制が整っていること イ、活動が、一定の水準を満たすこと 一、基礎部分の活動をすべて実施 ・誘導部分の活動項目の一定量以上を実施																
制度の展開	支援交付金の単価 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">10a当たり単価(円)</th> </tr> <tr> <td>都府県</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>水田</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200</td> </tr> </table> <p>平成18年度 全国約600地区においてモデル的な支援実施 平成19年度から本格的実施 予算規模は300億円程度</p>	10a当たり単価(円)		都府県	北海道	水田	4,400	畑	2,800	草地	400		3,400		1,200		200
10a当たり単価(円)																	
都府県	北海道																
水田	4,400																
畑	2,800																
草地	400																
	3,400																
	1,200																
	200																

(農林水産省ホームページ等より作成)

イギリスの環境支払制度の例

○イギリスでは、EUが環境支払制度を開始した1987年以降、農業環境政策を順次拡充。

1. 環境保全地域事業 (ESA s)

- (1) 目的：環境面での影響を受けやすい環境保全地域 (ESA) の保全
- (2) 事業内容：環境の維持・増進に必要な農法を10年間実施する農業者に対して政府との自主的な契約に基づき交付金を交付

2. 硝酸塩汚染監視地域事業 (NSA s)

- (1) 目的：指定地域 (NSA) の飲料水に含まれている硝酸塩の濃度をEC飲料水指令基準値50mg/l以下に抑制
- (2) 事業内容：耕地の牧草地への転換や硝酸塩の削減等を行う農業者に対して5年間交付金を交付

3. カントリーサイド・スチュワードシップ事業 (CSS)

- (1) 目的：環境保全地域 (ESA) 以外の地域の伝統的農村風景等の維持
- (2) 事業内容：自然の遺産と田園地域の生態系の多様性を改善する管理協定を締結し10年間活動を行う農業者又は土地管理者に対し交付金を交付
- (3) 活動内容：①土地の経営、②生垣や石壁の修復、③植林と管理、④池の造成と修復、⑤フェンス、門戸、又は踏み越し段の設置等、⑥野生生物の保護、⑦刈り株の越冬、⑧杖地の維持

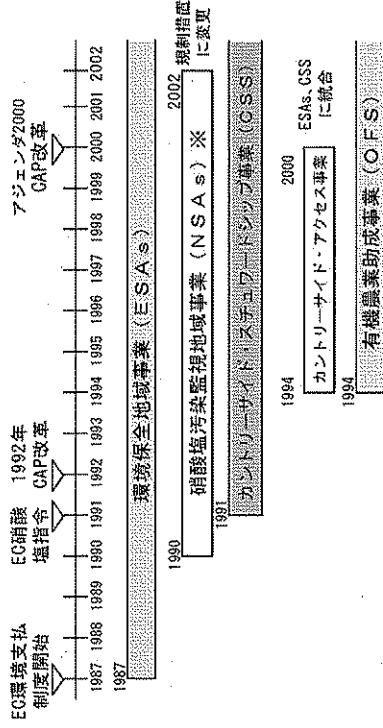
4. カントリーサイド・アクセス事業 (CAS)

- (1) 目的：土地に対する一般の人々のアクセスの機会の拡大
- (2) 事業内容：アクセス道については90ポンド/km、新たに公共的なアクセスを設けた休耕農地に対して45ポンド/haを5年間交付

5. 有機農業助成事業 (OFS)

- (1) 目的：有機農産物の生産の促進
- (2) 事業内容：有機農業の基準に沿って有機農業に転換する農業者に対し5年間交付金を交付 (有機農業生産が実施されている農地は非対象)

○イギリスの主な農業環境政策の推移



※1996年からEUの硝酸塩指令に適合

○各事業の実施状況 (2002年)

事業名	契約農地面積 (契約数)	年間支払単価
環境保全地域事業	571,520ha (12,027契約)	50~330ポンド/ha (約8,000~54,000円/ha)
カントリーサイド・スチュワードシップ事業	343,132ha (13,745契約)	4~510ポンド/ha (約700~83,000円/ha)
有機農業助成事業	146,444ha	5~600ポンド/ha (約800~96,000円/ha)

(農林水産省HPより抜粋)